



# 「東京ビルダーズネットワーク」会則

(名称)

第1条 この会は、東京ビルダーズネットワークという（以下、本会という）。

(事務所)

第2条 本会の事務局を東京都練馬区南大泉 5-18-9 株式会社マツナガ内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、東京都の建築工事業者が連携協力し、経営の近代化、技術技能の向上、労働安全の推進を図り、会員のために必要な共同作業を行い、都民が良質な住宅及び木造建築物を安心して建築でき、かつ、災害時にも適切に住環境を整えることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 会員の近代化促進に関する事業
- ② 会員の安全施工に関する啓発及び普及
- ③ 会員の技術の改善向上並びに J B N の提供する情報の普及を図るための教育及び情報の提供
- ④ 会員の経営教育に関する情報の収集及び提案
- ⑤ 前各号の事業に付帯する事業
- ⑥ 前各号にあげるものの他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- ① 正会員 地域工務店を営む法人並びに個人事業主とする
- ② 設計事務所会員 設計を専業で営む法人並びに個人事業主とする。
- ③ 賛助会員 本会の目的、事業を推進する事業者（メーカー、流通、不動産等）
- ④ 前各号の要件に該当しない者であっても、役員会で加入を承認された場合はこの限りではない

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、総会の議決権及び役員選挙権を有しないものとする。

(加入・入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長または事務局に提出し、役員会の承認を受け、会費を納入と同時に入会とする。

(退会および資格の喪失)

第8条 退会及び資格の喪失は次の各号とする。

- ① 本人から退会の申し出があった場合（退会理由を明示する）
- ② 会費を一定期間納入しなかった場合
- ③ 理事会全員の総意により除名する場合

（入会金・会費の不返還）

第9条 即納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

（役員）

第10条 本会には、次の役員を置き、総会において選出する。

- (1) 会長：1名
  - (2) 副会長：2名
  - (3) 理事：若干名
  - (4) 監事：1名
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
  - 4 副会長は、会長を補佐して本会の常務を執行し、会長が事故又は欠員のときはその職務を代理し又は代行する。
  - 5 監事は、本会の業務及び会計状況を監査し、その結果を総会で報告する。
  - 6 1項各号他、会長が必要と認めたときは、相談役もしくは顧問を置くことができる。

（総会）

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年終了後3ヶ月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、役員会の議決を経て、会長が召集する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決するものとし、可否同数のときは、議会の決するところによる。
- 4 会員は、代理人をもって議決権を行使できる。但し、代理人はその会員の親族若しくは従業員又は他の会員でなければならない。
- 5 総会の議長は、会長が行うものとする。
- 6 総会においては、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 規約の設定、変更又は廃止
  - (2) 事業の計画及び収支予算の決定又は変更
  - (3) 事業報告及び収支決算の承認
  - (4) 解散

（役員会）

第12条 本会には、会務運営上必要かつ重要な事項を審議するため、役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事、監事の全役員で組織し、会長が召集する。
- 3 役員会においては前条（総会）の規定を準用する。

4 役員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項の議決をする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他、業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項

(会計)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 本会の会計は、会費、賦課金、補助金、助成金、事業収入、手数料及びその他の収入をもってあてる。

3 本会には、次の年会費及び賦課金を定める。

(1) 年会費

①正会員48,000円 (JBN会費24,000円を含む)

②設計事務所会員12,000円

③賛助会員30,000円

(2) 徴収時期 会費は、事業年度の開始後に2ヶ月以内に全額一括して納入する。

(3) 賦課金 事業に応じた賦課金を徴収し、特別会計を設けて処理することができるものとする。

(雑則)

第14条 この規約に定めのない事項は、役員会の議決を経て定めるものとする。

附則

(実施の時期)

1 この規約は、令和3年5月13日から実施する。

(役員任期の特例)

1 設立当初の役員任期は、第10条2項の規定にかかわらず、本会の成立の日から、令和4年3月31日を経過して開催される通常総会の終結時までとする。

(事業年度の特例)

1 最初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、本会の成立の日から令和3年3月31日までとする



Tokyo Builders Network

東京ビルダーズネットワーク